

〈訂正とお詫び〉

本書14頁（注1）4行目の表記に誤りがございました。
下記のごとく訂正し、お詫び致します。

【誤】 また、同法10条1項により、総トン数1トン以上の
動力漁船が対象となる。



【正】 また、同法10条1項により、総トン数1トン未満の
無動力漁船を除くすべての漁船が対象となる。